

山梨県PTA扶助会 定款

第1章 総則

(名称・帰属)

第1条 この会は、山梨県PTA扶助会と称する。

2 この会の事業は、山梨県PTA協議会の行う事業である。

(設立)

第2条 この会の設立は、平成20年4月1日とする。

(事務所)

第3条 この会は主たる事務所を、山梨県甲府市丸の内3丁目33番7号山梨県教育会館内におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は山梨県の国公立小中学校の山梨県PTA親子安全会の会員である保護者が死亡した時、遺児に対する厚生援助金の支払いを行うこと、及び会員がPTA活動中の事故により死亡した場合や児童生徒のための活動中の事故により死亡した場合の弔慰見舞金の支払いを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 第4条に定める資格を有した保護者が死亡した時、児童生徒が家庭の緊急な経済事情に影響されることなく安定した教育を受けられるよう遺児に対して厚生援助金(一時金)を支給する。
- (2) 円滑なPTA活動をサポートする上で、活動中に死亡事故が発生した場合、当該会員の家族に対し弔慰見舞金を支給する。
- (3) 児童生徒を対象とした社会的行事参加中の事故により死亡した場合、当該会員の家族に対し弔慰見舞金を支給す。
- (4) 教職員が勤務中の事故により死亡した場合、家族に対して弔慰見舞金を支給する。

(5) その他上記に掲げる事業に付帯する事業を行う。

2 前項に掲げる事業に関しては山梨県PTA扶助会給付規定の定めるところに基づき、山梨県PTA扶助会認定会で決定する。

第3章 資産及び会計

(資産)

第6条 この会の資産は次のとおりとする。

- (1) 別表の設立当初の財産目録に記載された基本財産
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第7条 この会の資産は、会長が管理する。

2 この会は、理事会の決議によって定める次の各号に掲げる場合を除くほか、資産に属する現金を運用してはならない。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 国債又は地方債
- (3) 金銭信託

3 上記以外の方法で運用する場合は、安全かつ確実性のある方法で、出席理事の4分の3以上の議決を経て運用する。

(資産の処分の制限)

第8条 この会の資産は、担保に供し、譲渡し、又は交換してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由がある場合において、認定委員会及び理事会の議決を経て、その一部に限り、担保に供し、又は交換することが出来る。

(経費の支弁)

第9条 この会の事業遂行に要する費用は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会及び総会の承認を受けるものとする。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 11 条 この会の収支決算は、会長が作成し、事業報告書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けるものとする。

2 この会の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び総会の議決を経て、翌年度に繰り越すものとする。

(PTA事業費)

第 12 条 この会は資産から生ずる利子相当額を、次年度山梨県PTA協議会事業費として拠出することが出来る。

(長期借入金)

第 13 条 この会が、借入金（返済期間が1年未満のものを除く）をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 この会は、第 8 条ただし書き及び前条に規定する場合並びに収支予算書で定める場合を除き、新たに重要な義務を負担し、又は重要な権利を放棄しようとするときは、理事会の議決でこれを定めなければならない。

(事業年度)

第 15 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員・認定委員及び職員等

(役員)

第 16 条 この会に次の役員を置く。

会長 1 人、副会長 10 人以内、理事若干名、常任理事若干名、監事 3 人以内を置く。

2 この会には、特別顧問として医師、会計士を理事会の承認を経て会長はこれを委嘱することができる。

(役員を選任及び職務)

第 17 条 この会の会長は、山梨県PTA協議会の会長若しくは会長及び副会長経験者をもってこれにあて、この会を代表し、その業務を処理する。

2 この会の副会長は山梨県PTA協議会の副会長をもってこれにあて、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 この会の監事は、山梨県PTA協議

会の監事をもってこれにあて、本会の業務執行について監査を行う。また、総会、理事会、常任理事会等に出席し意見を述べるができる。

4 この会の常任理事並びに理事は、山梨県PTA協議会の常任理事並びに理事をもってこれにあて、常任理事は副会長を補佐し、理事は理事会を組織して定款に定められた事項を執行する。

(役員任期)

第 18 条 この会の役員任期は定期総会開催日から次年度定期総会までの 1 か年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 19 条 役員は、この会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別な事情のある場合には、その任期中であっても理事会の議決により、これを解任できる。

(役員報酬)

第 20 条 役員は無給とする。

(顧問)

第 21 条 この会には顧問若干人を置くことが出来る。

2 顧問は、会長が推薦し、理事会で承認する。

3 顧問は理事会の諮問に応じる他、意見を述べる事が出来る。

(認定委員)

第 22 条 この会に認定委員を置く。認定委員は会長が任命する。

2 認定委員には、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「認定委員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第 23 条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員として山梨県PTA協議会事務局次長があたり及び所要の職員を置く。

2 山梨県PTA協議会事務局次長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

- 3 事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の同意を得て定める。

第5章 会議

(会議の種類及び構成)

第24条 この会を運営し事業の推進を図るために次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 認定委員会

(総会)

第25条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 総会は山梨県PTA協議会の会員たる単位PTAの代表者2名をもって構成する。
- 3 定期総会は毎年1回会計年度終了後3か月以内に会長が招集する。
- 4 臨時総会は必要に応じて、理事会または監事が必要と認めた時招集する。
- 5 総会の議長は出席者の互選で決める。
- 6 総会は代表者の過半数をもって成立し、委任状は出席と見なす。議決は出席者の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

第26条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員承認
- (4) 定款の改廃
- (5) 重要な財産の処分、または重大な業務の負担に関する事項
- (6) 理事会に付託する事項
- (7) その他重要な事項

(理事会)

第27条 理事会は毎年3回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から目的事項を示し請求のあった時は、臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は出席理事の互選とする。

(定足数・議決)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決する事が出来ない。ただし、当該議事についてあらかじめ、書面により意見を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除く他、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第29条 理事会はこの定款で別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支報告の承認
- (3) 諸規定の制定並びに改廃
- (4) 事務局長の任免
- (5) 特別委員会の設置
- (6) その他この会の運営に関する重要事項

(議事録)

第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出欠者数及び出席者氏名(書面表決者あつてはその旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(常任理事会)

第31条 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって組織する。

- 2 理事会開催前又は会長が必要に応じて開催する。
- 3 議長は会長がこれに就く。

(常任理事会の議決事項)

第32条 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会より付託された事項
- (2) 緊急を要する事項(但し、この場合は次回理事会の報告を必要とする)

(認定委員会)

第33条 認定委員会は会長、山梨県校長会代表1人、山梨県の国公立小中学校に在籍し、山梨県PTA親子安全会に加入する児童の父母代表1人、各郡市PTA連合会より選出された代表各1人及び特別顧問の医師1人をもって組織する。

- 2 認定委員会は委員の互選で委員会を代表する委員長1人、委員長を補佐する副委員長1人を置く。

3 認定委員会は必要に応じて会長が招集する。但し、原則として毎月一回、厚生援助金及び弔慰見舞金審査のための認定委員会を開催する。

(認定委員会の審査及び検討事項)

第34条 認定委員会は本会の行う厚生援助金及び弔慰見舞金の給付に関する審査及び必要な事項の検討を行う。

第6章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第35条 この会が定款を変更しようとするときは、理事会において議決し、総会の承認を受けなければならない。

(解散)

第36条 この会の解散は、理事会において、出席理事の4分の3以上の議決をもって決し、総会の承認を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第37条 この会の解散に伴う残余財産は、山梨県PTA協議会あるいは山梨県PTA親子安全会に寄附するものとし、

理事会において、出席理事の4分の3以上の議決を持って決し、総会の承認を受けなければならない。

(細則)

第38条 この定款の規程を実施するため必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則：この定款は、平成21年度の定期総会承認後施行する。

附則：平成24年6月9日一部改正・施行
(第3条, 第17条)

附則：平成25年6月15日一部改正・翌4月1日 施行 (第25条2)

附則：令和元年6月1日一部改正施行 (第23条1, 2)

別表

設立当初の資産

(平成20年4月1日)

単位：円

区分	財産の種類	金額	備考
基本財産	現金	221,000,000	山梨県PTA親子安全会より寄付
総計		221,000,000	

《山梨県PTA扶助会給付規定》

(目的)

第1条 この規定は、山梨県PTA扶助会(以下「本会」と呼ぶ)定款第5条に基づき、本会が給付する厚生援助金及び弔慰見舞金に関する事項を定める。

(給付の対象及び給付額)

第2条 遺児に対する厚生援助金(一時金)2と重複して支給しない)

児童生徒の親権者たる会員が死亡した場合、遺児に対する厚生援助金として一律10万円を付与。死亡事由は問わない。

2 児童生徒・保護者・教職員に対する弔慰見舞金

(1) PTA活動中の事故による死亡の場合

- ①児童生徒(日本スポーツ振興センターの対象とならない場合)……100万円
- ②保護者・教職員 …………… 300万円

(2) 児童生徒を対象とした社会的行事参加中の事故による死亡の場合

保護者・教職員 ……………200万円

(3) 教職員の勤務中の事故による死亡の場合……………100万円

(給付金の請求手続)

第3条 本会に給付金を請求する場合は、下記書類を県PTA事務局へ提出(学校事務局経由)する。

- (1) 申請書
- (2) 第2条の2については、それぞれの場合を証明する要項

(給付金の受取人)

第4条 給付金の受取人は労働基準法施行規則第42条及び第43条の規定を適用する。ただし、この規則による受取人がいない場合は民法に定められた規定によるものとする。

(給付金の不支給・免責)

第5条 給付金請求事由が次に掲げる場合は給付金は給付出来ないものとする。

- (1) 山梨県PTA親子安全会の会員としての会費を納めていない者
- (2) 給付金発生事由が発生してから正当な理由なく、2年以上給付金の請求がなかった時
- (3) 給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時
- (4) 地震、噴火、台風、その他これに類似の天災に起因した事故による死亡。ただし、PTA会員として救出作業に従事時の災害事故は除く
- (5) 戦争、争議、紛争など、動乱に起因した傷害事故による死亡
- (6) 1事故1団体への援助金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分
- (7) 原資金がなくなった時

(給付の対象及び給付額)

(給付金の返済)

第6条 給付金受給者が前条の各号に抵触する事が明らかになった場合は給付金を返済する義務がある。

(規定の改廃)

第7条 この規定は山梨県PTA扶助会の理事会の議決を経なければ改廃する事が出来ない。

(施行期日)

第8条 この規定は平成21年4月1日から施行する。

付則 平成26年3月8日 改正
 平成26年4月1日 施行
 付則 平成28年2月6日 改正
 平成28年4月1日 施行

区 分	対 象	事 由	金 額
厚生援助金	保 護 者	児童生徒の保護者(親権者)である会員死亡 (病気・事故等死亡の理由は問わない)	10万円
弔慰見舞金 (事故死亡の場合のみ)	児 童 生 徒	PTA活動中による事故死亡 (日本スポーツ振興センターの適用外)	100万円
	保 護 者 ・ 教 職 員	PTA活動中による事故死亡	300万円
		児童生徒を対象とした社会的行事参加中による事故死亡 (社会的行事とは、公的機関による主催共催行事)	200万円
	教 職 員	勤務中による事故死亡	100万円